

盛岡市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会評価要領

(令和5年5月29日会長決裁)

(趣旨)

第1 この要領は、盛岡市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、農業者、農業者が組織する団体その他関係者（以下「農業者等」という。）から推薦又は応募した盛岡市農地利用最適化推進委員候補者（以下「委員候補者」という。）を評価することについて、その過程の公平性及び透明性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(評価基準)

第2 委員候補者の評価に当たっては、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農地利用最適化活動に係る業務を適切に行うことができる者であること。
- (2) 盛岡市農業委員会地区調査会設置要綱（昭和48年農業委員会要綱第1号）第3条に基づく別表第1の地区調査会ごとに1人以上農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を確保すること。

(評価手順等)

第3 委員候補者の評価は、次に掲げる手順に基づき行うものとする。

- (1) 委員候補者が、盛岡市農地利用最適化推進委員募集要項第5に規定する資格を満たすことを確認したうえ、その者の数が、推進委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、評価委員会で評価をするものとする。ただし、委員候補者が盛岡市農業委員会委員等定数条例（平成28年12月22日条例第52号）第3条に定める定数と同数の場合、出席委員の過半数の合意を評価委員会の意見とする。
- (2) 評価委員会は、提出書類に記載された項目の記述内容について、別表第2に掲げる「農地利用最適化推進委員候補者評価表（以下「評価表」という。）」により評価をするものとする。
- (3) 評価委員会は、委員候補者ごとに評価表の評価点を合計し、農地等の利用の最適化の推進への貢献度合い等を総合的に判断し、評価委員会の意見とする。
- (4) 前項の場合において、委員候補者の評価点数の合計が同じで意見を述べ難いときは、第2の評価基準により評価委員会の意見とする。
- (5) 前項の場合において、委員候補者の評価が同じで意見を述べ難いときは、別表第2の評価表の評価項目1及び2の評価点の合計が多い者を評価委員会の意見とする。

- (6) 前項の場合において、委員候補者の評価点数の合計が同じで意見を述べ難いときは、委員長が指名する3人以上の評価委員会委員が面接を行い、その結果を評価委員会の意見とする。
- (7) 委員候補者及び盛岡市農業委員候補者の両方に推薦又は応募している者が、評価委員会から意見する委員候補者の場合、盛岡市農業委員会農業委員候補者評価委員会へ報告するものとする。
- (8) 評価委員会は、必要に応じて委員候補者への面接を行うことができる。

別表第1（第2関係）

地区調査会名
旧盛岡
中野・築川
厨川
本宮
太田
見前
飯岡
乙部
巻堀
渋民
玉山・藪川

別表第2（第3関係）

	評価項目	評価ポイント	評価点
1	【農業識見】 農業への知識及び知見があるか。	経歴等により専門的知識、 農業関係職・農業行政経験を 評価する。	特に優れている (3点) やや優れている (2点) 標準 (1点) 劣る (0点)

	評価項目	評価ポイント	評価点
2	【業務遂行】 農地利用最適化活動に係る業務を適切に行えるか。	職業、経歴等により業務を支障なく適切に行えるか評価する。	特に優れている (3点) やや優れている (2点) 標準 (1点) 劣る (0点)
3	【現場精通度】 現場経験豊富な者であるか。	営農年数、市内営農有無、耕作面積、耕作作物等を考慮し、現場経験が豊富であるか評価する。	特に優れている (3点) やや優れている (2点) 標準 (1点) 劣る (0点)
4	【活躍期待度】 地域との関わりでまとめ役となるか。	経歴等から地域との関わりがあるか、あるいは報告するような立場にあったことがあるか評価する。	特に優れている (3点) やや優れている (2点) 標準 (1点) 劣る (0点)
5	【意欲】 農地利用最適化活動に係る業務の理解や目標が適切か。	個人、団体等が推薦又は本人が応募した理由等が明確で、説得力があるか評価する。	特に優れている (3点) やや優れている (2点) 標準 (1点) 劣る (0点)

